

# 川崎河川漁業協同組合に入会を希望される皆様へ

## 1 会員の種別

正会員 川崎市内にお住まいの方(川崎市内に住民登録されていること。)

准会員 川崎市以外にお住まいの方(川崎市内に住民登録の無い方)

\* 准会員の方は総会等の議決権がありません。

## 2 加入に当たっての担当地区について

原則「お住まいの区の地区」に加入することとなります。但し、川崎・幸区は中原地区へ、  
宮前区は高津地区へ及び麻生区は多摩地区のご自分の自宅等が一番近い所となります。

## 3 加入に当たってのお願い(加入申込書の記載する前に)

- (1) 河川を巡回している監視員(遊漁券販売員等)、お知り合いの組合員等から情報を収集するとともに、必ず関係地区長へ連絡し、情報収集・意見交換行ってください。
- (2) 入会時の組合への出資金・水神講協賛費及び当該年度賦課金等の支払いが生じます。
- (3) 次年度以降の組合賦課金の納付が生じます。
- (4) 組合行事・地区行事等への参加協力(費用が発生することもあります。)をお願いします。

## 4 各地区の地区長の連絡先等

地区名	川崎地区長名	住所	連絡先
市多摩区地区			
登戸	手塚 宏	多摩区登戸 3512	044-911-5004
宿河原	相楽 義雄	多摩区宿河原 5-25-6	044-922-3678
川崎市高津地区	竹仲 密昭	高津区二子 2-1-16	044-811-5127
川崎市中原地区	安藤 康男	中原区小杉 3-20	044-722-7992

- 5 加入申込書記載等加入までの流れ推薦者へ押印願(いない場合は地区長へ相談) → 地区長確認押印 → 地区長が組合本部へ送付 → (組合員資格審査委員会等にて審議) 可否の決定 → 地区長 → 加入申込者へ → 出資金等の支払い

\* 加入の可否は加入申込書を地区長に提出後、3~4カ月程度かかる場合もあります。

## 6 組合への出資金・賦課金等について

- (1) 出資金・賦課金について(加入する業により出資口数と金額及び賦課金が変わります。)

出資金	1口	300円	賦課金
	出資口数	出資額	加入年度もお支払いいただきます。 賦課金年額
舟業	57口	17,100円	4,800円
網業	42口	12,600円	3,300円
竿業	27口	8,100円	2,500円

- (2) その他

水神講協賛費 10,000円

加入手数料 1,000円

# 組合加入申込書

令和 年 月 日

川崎河川漁業協同組合

代表理事 組合長 竹仲 密昭 殿

申込者

住所 市 区 町 番地

電話(自宅)

電話(携帯あれば)

氏名 印

生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日この

たび貴組合の定款を理解(承認)し、第9条に基づき次の通り貴組合に加入したく申込みします。

事業を行う場所	多摩川の内共 12・13・14 号の区域 (多摩河原橋下り線上流端～河口(概ね)までの間)
事業の種類	舟・網・竿 (加入する種類に○印を)
引き受けようとする出資口数	新規・譲受・相続・継承 (該当項目に○印を) 舟(57口)・網(42口)・竿(27口) (該当口数に○印を)
加入原因	新規・相続(被相続人) ・継承(事業廃止の親族) (該当項目に○印を、必要に応じて記載も)

添付書類(個人) 住民票

(法人)定款・決算書・役員名簿・事業概要書・総会議事録

組合処理欄

- 1 受付年月日 令和 年 月 日
- 2 承諾年月日 令和 年 月 日
- 3 通知年月日 令和 年 月 日
- 4 出資金入金年月日 令和 年 月 日
- 5 組合名簿記載年月日登載 令和 年 月 日

地区処理欄

- 1 担当地区長確認年月日及び確認印 令和 年 月 日

地区名

地区長氏名

地区長確認印

- 2 地区推薦者記名押印 (推薦者は組合員に限る。)

私 は、前記の加入申込者に係る転居後の対応、組合賦課金及び地区に係る全ての対応を連帯保証いたします。

推薦者地区名地区

推薦者氏

推薦者確認印

# 表明及び誓約書

私は貴組合の加入に際し、次の貴組合定款の定める第9条の2第1項の内容に間違いのないこと及び同第9条の2第2項の該当者に該当しない事を表明及び誓約いたします。

令和 年 月 日

川崎河川漁業協同組合 代表理事組合長 竹仲 密昭 殿

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

川崎河川漁業協同組合定款 抜粋

(暴力団員等の排除)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその事業を支配する者は、この組合に加入することができない。

2 前条第1項の加入申込書には、前項に規定する者に該当しないことの表明及び将来にわたっても当該者に該当しないことの確約を記載した書面を添付しなければならない。

(持分の譲渡)

(除名)

第15条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合には、総会の日から1週間前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 第9条の2第2項の表明又は確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

\*この書式は令和元年9月8日から施行する。